

第6章 施策の柱ごとの主な取組み

1 森林づくりの推進

(1) 災害に強い循環型の森林づくり



(ア) 激甚化する災害に備えた山地防災力の維持・強化

現状と課題

近年、集中豪雨の頻発など異常気象による災害の激甚化が懸念されており、県民の安全で安心な暮らしを支える森林の働きの重要性はますます高まっています。

県では、平成18(2006)年度から「災害に強い森林づくり」を進めており、その成果として民有林人工林の39%において1回以上の間伐が実施されました。しかし、地域によって進捗に差があります。

また、土砂災害が頻発し、災害の規模も大きくなっていることから、災害跡地復旧工事3年以内完了率も低下傾向にあります。

今後は「適応復興」や「グリーンインフラ」の考え方をより強く意識し、山地災害防止機能*を高める森林の整備と、治山事業等の土木的手法を適切に組み合わせ、防災・減災対策につなげる取組みが必要です。

また、土砂災害の防止等の森林の公益的機能を維持するためには、保安林*制度や林地開発許可制度*の適正な運用、水源地域の保全等による森林の適正な保全が必要です。

さらに、ニホンジカの食害による森林下層植生*の衰退、森林土壌の流亡、植栽木への被害を軽減させるため、個体数管理と防護対策を進める必要があります。

○平成30(2018)年7月豪雨と令和2(2020)年7月豪雨の状況

◇雨量の状況

平成30年7月豪雨※1		令和2年7月豪雨※2	
郡上市ひるがの	1,214.5mm	下呂市萩原	1,810.0mm
郡上市長滝	1,193.5mm	高山市船山	1,409.0mm
関市板取	1,161.0mm	郡上市ひるがの	1,372.5mm
本巣市樽見	1,142.5mm	関市板取	1,220.5mm
白川村御母衣	912.5mm	郡上市八幡	1,180.5mm
下呂市萩原	885.5mm	郡上市長滝	1,178.5mm

※1：平成30年6月28日0時から7月8日24時までの期間降水量

※2：令和2年7月3日0時から7月31日24時までの期間降水量

◇林業被害の状況

	平成30年7月豪雨		令和2年7月豪雨	
山地	61箇所	2,569百万円	44箇所	2,426百万円
林道	280路線	1,464百万円	218路線	1,570百万円
計	341	4,033百万円	262	3,996百万円

◇山地災害の被害状況（平成20年以降の10億円以上被害があった年次）

令和2年（7月豪雨災害）	44箇所	被害額：約24億円
平成30年（7月豪雨災害等）	72箇所	被害額：約28億円
平成26年（8.15～18豪雨災害等）	84箇所	被害額：約20億円
平成23年（8.22～25豪雨災害等）	127箇所	被害額：約39億円
平成22年（7.15豪雨災害等）	109箇所	被害額：約19億円
平成21年	60箇所	被害額：約12億円
平成20年	48箇所	被害額：約19億円



大規模災害（災害直後・下呂市）

（工事完成後）

◇民有林のうち人工林の間伐実施率（H18～R1の14年間）

農林事務所	民有林人工林面積※	間伐実施率
岐阜	19,316ha	48%
西濃	9,106ha	39%
揖斐	18,011ha	32%
中濃	19,174ha	53%
郡上	46,278ha	46%
可茂	31,999ha	40%
東濃	10,231ha	22%
恵那	43,865ha	40%
下呂	31,847ha	40%
飛騨	56,203ha	32%
計	286,030ha	39%

※森林整備センター（国）実施分は除く

施策の方向性

- ・森林の持つ防災機能と治山施設を組み合わせた森林の面的な整備による、山地防災力の強化に取り組みます。
- ・「森林配置計画」による森林の区分（木材生産林、環境保全林等）に基づいた、森林の適正な管理に努めます。
- ・保安林制度、林地開発許可制度や、水源地域の保全、鳥獣被害対策等による、森林の適正な保全を進めます。

具体的な施策 ※**新**：第4期基本計画からの新たな施策、**拡**：第3期基本計画から拡充する施策

(a) 山地防災力の強化

新 森林の防災力を高めるため、市町村や林業事業者*と連携し、山地災害危険地区*を重点に、森林整備と治山施設整備を組み合わせた事前防災対策を全県下に展開します。

新 森林の持つ土砂災害防止機能を向上するため、溪流の状態*(土砂発生源、流送区間、堆積区間)に対応した森林整備を実施します。

- ・ 山地災害箇所の早期復旧のため、発生から概ね3年以内に復旧対策を実施します。
- ・ 山地災害予防対策を計画的に実施するため、市町村と協力して治山事業未着手箇所を点検し、優先度を把握します。
- ・ 治山施設を長期間機能させるため「治山施設個別施設計画*」に基づき、老朽化対策及び機能強化対策を実施します。
- ・ 流木災害リスク軽減のため、必要な箇所に流木捕捉式治山ダム等を設置します。
- ・ 災害初動期に迅速に対応するため、建設業・測量設計業関連団体との協力・連携を推進します。
- ・ 山地災害防止対策に関して、地域住民等の理解と協力を得るため、山地災害防止キャンペーンや治山現場見学会を開催します。



流木捕捉式治山ダム

拡 治山技術者の育成や技術継承を図るため、技術レベルに応じた職員向け研修等を実施します。

(b) 森林の適正な管理

- ・ 森林の多面的機能*を高めるため、早期に間伐を実施すべき森林を解析・抽出し、市町村や林業事業者等に情報提供します。
- ・ 「木材生産林」では、適正な主伐・再造林を推進するため、市町村と連携して、伐採届提出時における皆伐*及び植栽*に関する事前指導、皆伐後の更新*状況の確認などの指導を強化します。また、「(仮称)主伐・再造林推進ガイドライン」に基づく皆伐事業地の確実な再造林を促進します。
- ・ 「環境保全林」では、保水力等の機能を高度に発揮する針広混交林*へ誘導するため、林業事業者等が行う強度間伐*等を支援します。
- ・ 「観光景観林」では、観光客を呼び込み地域活性化に繋げるため、観光道路沿いの眺望・景観に配慮した森林整備等を支援します。
- ・ 「生活保全林」では、地域住民の生活環境を保全するため、危険木の伐採や野生鳥獣による被害の軽減につながるバッファゾーンの整備を支援します。



危険木の除去（伐採前）



（伐採後）

〔拡〕森林の管理や整備を推進するため、被災した林道*の早期復旧、林道施設の点検診断や保全整備を促進するとともに、災害に強い森林作業道*の開設や機能強化を支援します。

- ・適正な森林管理を推進するため、森林所有者や林業事業者に対し「森林経営計画*」の策定を支援します。

(c) 森林の適正な保全

- ・森林の適正な保全及び利用を図るため、防災・環境面に配慮した「保安林制度」、
「林地開発許可制度」を周知し、適正執行に努めます。
- ・森林の無断開発等を未然に防ぐため、森林パトロール、森林の不適正110番等の
巡視活動を実施します。
- ・適正な立木伐採を促進するため、保安林における「伐採許可旗制度*」、普通林にお
ける「伐採届出旗制度*」を周知し、適正運用に努めます。
- ・主に森林内にある水道水源を保全するため、「岐阜県水源地域保全条例」の事前届
出制度を周知し、土地所有権の変更や開発行為等を事前に把握し、助言・指導を行
います。
- ・森林の多面的機能の維持・向上を図るため、県営林や公社造林地など公的な森林の
適正な管理・経営を推進します。
- ・社会・環境に配慮した森林づくりを進めるため、県有林を中心とした「FSC®認証*森
林」のグループ認証（岐阜県グループライセンスコード：FSC®-C004268）を推進し
ます。
- ・県民の防火意識を高めるため、森林パトロールや各種広報媒体を通じて山火事予防
運動を推進します。
- ・森林病虫害*の被害の低減、まん延防止を図るため、マツ枯れやナラ枯れ等の森林の
病虫害防止対策や被害森林の樹種転換を促進します。
- ・気象災害を受けた森林の公益的機能を回復させるため、被害木の処理や植栽等を支
援するとともに、森林保険制度の利用を促進します。
- ・ニホンジカ等による被害を軽減するため、生息状況について科学的調査と解析を進
め、その結果を踏まえて効果的捕獲と防護の一体的な対策を促進します。



水源林（高山市）



森林パトロールの状況



マツ枯れによる枯損木の伐採

◇目標指標

項目	単位	基準値		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
		基準年	数値					
間伐実施面積	ha	R2 年度	6,871	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600
環境保全林での間伐面積	ha	R2 年度	1,713	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
観光景観林整備面積	ha	R2 年度	75	100	100	100	100	100
事前防災地区数	地区	R2 年度	-	10	10	10	10	10
危険木の除去箇所数	箇所	R2 年度	66	70	70	70	70	70
山地災害箇所の3年以内 復旧率	%	R2 年度	74	100	100	100	100	100

(イ) 100年先を見据えた森林づくりの方向性と仕組みづくり

現状と課題

第3期基本計画において、100年先に向けて望ましい森林の姿を示す「森林配置計画」の策定を進めた結果、本県の気候や地形などの自然条件、生物多様性や資源量等の諸条件による理想的な森林の姿が明確になりました。

SDGsの考え方に寄り添えば、「木材生産林」であっても、森林の持続可能性を遵守することが必要です。

そのため、「木材生産林」や「環境保全林」など4つに区分された森林を、どのような方針のもとで森林づくりを行っていくのか県民に分かりやすく示すことが必要です。

また、「木材生産林」については、エリートツリー*や早生樹*の活用、短伐期・長伐期による施業体系の確立など、多様な樹種・施業体系を所有者が選択できる仕組みづくりが必要です。

◇ 100年先の望ましい森林の配置計画面積（令和4年1月末）

①木材生産林：	205,242 ha	}	SDGsの考え方を基本に、それぞれの森林づくりの方向性と「施業指針*」を示すことが必要
②環境保全林：	478,581 ha		
③観光景観林：	53,010 ha		
④生活保全林：	20,906 ha		

- ・全国の温暖効果ガス排出削減と森林吸収量の目標値は表1のとおりとなっています。
- ・京都議定書に基づく平成30（2018）年度の岐阜県の森林（民有林）による二酸化炭素吸収量は132万t-CO₂で、全国の森林吸収量（約4,700万t-CO₂）に対し、概ね森林面積率に応じた吸収量となっています（表2）。
- ・森林の高齢級化に伴い、森林吸収量は減少傾向にあります。その減少を抑え、2050年カーボンニュートラルに貢献するためには、適正な森林の伐採と再生林による森林の若返りを図っていく必要があります（図1）。
- ・森林吸収量の目標達成に必要な森林整備量は、全国森林計画*の計画面積（表3）が基準となっており、岐阜県でもこの計画面積に基づき間伐（14,700ha/年）や再生林（1,000ha/年）を推進する必要があります。

表1 温室効果ガス排出削減と森林吸収量の目標値（全国）

	京都議定書 第1約束期間 2008～2012年	京都議定書 第2約束期間 2013～2020年	パリ協定 2021～2030年
温室効果ガス 削減目標値	期間平均 6% (1990年度比)	2020年度 3.8%以上 (2005年度比)	2030年度 26.0% (2013年度比)
森林吸収量 の目標値	期間平均 3.8% (1990年度比) 4,767万t-CO2	2020年度 2.7%以上 (2005年度比) 3,800万t-CO2	2030年度 2.0% (2013年度比) 2,780万t-CO2
必要な 森林整備量 (うち間伐)	年平均 78万ha (55万ha)	年平均 81万ha (52万ha)	年平均 90万ha (45万ha)

表2 森林吸収量の目標達成状況

	全国	岐阜県
2020年度目標値	2.7%以上 (約3,800万t-CO2)	目標設定なし
2018年度達成状況	3.4% (約4,700万t-CO2)	6.9% (132万t-CO2)

※ 岐阜県(民有林)の森林吸収量：全国の2.8%（132万t／4,700万t）
 岐阜県の民有林面積：全国の森林の2.7%（684千ha／25,048千ha）

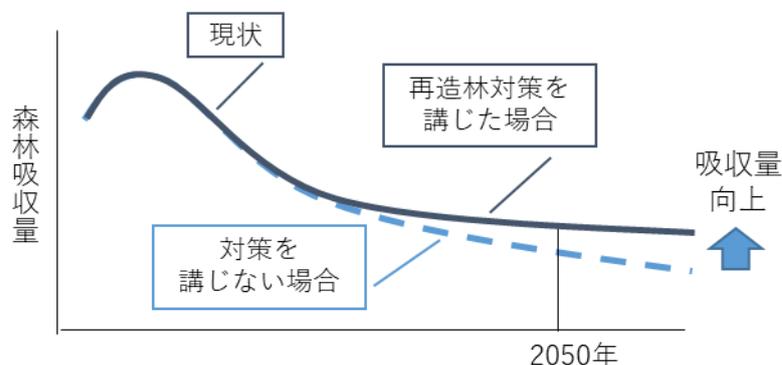


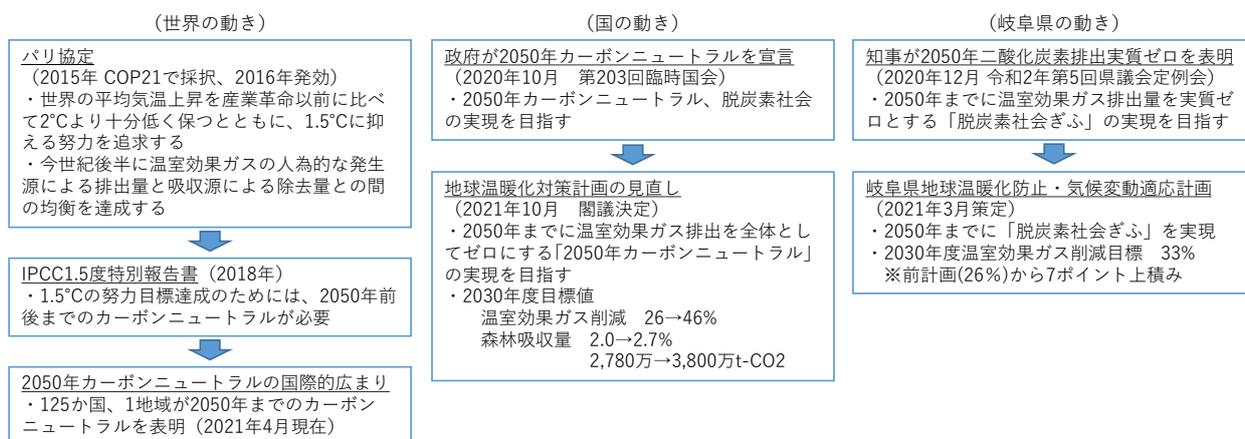
図1 森林吸収量の見通し（イメージ） 出典：林野庁資料

表3 全国森林計画(R1～R15)に定められた岐阜県の計画面積

		計画面積	年平均
伐採立木材積 (万m3)	主伐	686	46
	間伐	1,230	82
造林面積 (千ha)	人工造林	14.9	1.0
	天然更新	8.2	0.5
(参考) 間伐面積(千ha)		221.0	14.7

◇二酸化炭素の森林吸収量の目標設定の背景

- ・2015年に「パリ協定」が採択された。協定では、世界共通の長期目標として、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること等を合意。
- ・2018年、「IPCC1.5度特別報告書」において、1.5℃を大きく超えないためには、2050年前後の二酸化炭素排出量が正味ゼロとなる必要があるとの見解が示される。
- ・2020年10月、日本政府が「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言。
- ・2020年12月、岐阜県知事が「2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする『脱炭素社会ぎふ』の実現を目指す」ことを表明。2021年3月に「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」を策定。
- ・2021年10月に決定された国の「地球温暖化対策計画」では、2030年度の温室効果ガス排出削減目標の達成や、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、新たな森林・林業基本計画*（2021年6月閣議決定）に基づく適切な森林整備などの取組みを進めることとし、2030年度における森林吸収量の目標値を引き上げた。（2,780万t-CO2 →3,800万t-CO2）



施策の方向性

- ・森林配置計画に沿った森林づくりを進めるため、森林配置区分ごとの施業指針の策定と普及・啓発を進めます。
- ・森林所有者が樹種や施業体系を選択し、多様な森林づくりに取り組むための仕組みづくりを進めます。
- ・持続可能な森林づくりや二酸化炭素吸収源として重要な課題である、再造林・保育対策を進めます。

具体的な施策

(a) 施業指針の策定と普及・啓発

新 森林配置計画に沿った森林づくりを促進するため、森林配置区分ごとの施業実態を調査・研究・検証し、4区分ごとの森林の施業指針を策定します。

新 「環境保全林」については、施業指針に基づく皆伐の抑制について市町村等を指導するとともに、人工林を針広混交林に誘導するため、間伐方法等を調査・研究・検証したうえで、「針広混交林への誘導のための施業指針」を策定し、森林所有者や林業事業体に普及します。



針広混交林化した森林

新 「木材生産林」における皆伐後の確実な再造林を推進するため、「(仮称) 主伐・再造林推進ガイドライン」を策定し、森林所有者や林業事業体等に普及します。

新 森林配置区分ごとの施業指針を広く理解いただくため、県民向けパンフレット等を作成するとともに、市町村等向け施業指針研修を実施します。

(b) 多様な森林づくりの推進

新 多様な森林づくりの施業方法を普及するため、各種施業モデルにあわせた施業方法を所有者が容易に選択できる、施業マニュアル（フローチャート図）を作成します。

新 多様な森林づくりを推進するため、各種施業モデル林の整備を進め、モデル林を活用した施業方法を森林所有者等に普及します。

拡 多様な伐期の森林づくりを推進するため、エリートツリー（スギ、ヒノキ）や早生樹（コウヨウザン等）等の活用による施業技術の調査・研究を進めるとともに、苗木の生産体制を構築します。



苗木（コンテナ苗）の生産状況

拡 木材生産に関心が薄い森林所有者の選択肢を広げるため、建築・家具用材に加え非木材林産物（NTFPs）*としても利用が期待できる、広葉樹（トチ、ハリギリ等の蜜源樹木）の植栽を支援します。

拡 広葉樹の用材生産等を推進するため、広葉樹の用途（建築・家具、しいたけ原木、チップ等）に応じた施業技術を研究・開発し、森林所有者等に普及します。

(c) 主伐・再造林の促進

新 主伐・再造林を拡大するため、森林所有者や林業事業体等が「(仮称) 主伐・再造林推進ガイドライン」に基づき協定を締結し、計画的に施業する場合に支援します。

- ・「木材生産林」における伐採後の更新を確実にするため、森林所有者や林業事業者等が行う再造林や獣害対策を支援します。
- ・再造林及び保育*の労働負荷軽減と効率化を図るため、林業事業者等に対してICTをはじめとした新技術の導入を支援します。
- ・風倒被害地や病虫獣害地等の公益的機能の早期回復を図るため、森林所有者や林業事業者等が行う皆伐、特殊地拵え*、再造林を支援します。
- ・再造林の施業の効率化を図るため、苗木生産事業者によるコンテナ苗の安定供給体制づくりを支援します。

拡 県内産のエリートツリー（スギ、ヒノキ、カラマツ）や早生樹（コウヨウザン等）の種子の安定供給のため、県育種事業地等にミニチュア採種園を整備します。

拡 再造林及び保育の事業管理の省力化・効率化を図るため、県が行う施業の出来形管理並びに検査業務のICT化を推進します。



早生樹による再造林



ICT（ドローン）による資材運搬

◇目標指標

項目	単位	基準値		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
		基準年	数値					
苗木生産量	万本	R2 年度	83.9	90	120	150	170	200
人工造林面積 (再造林・拡大造林)	ha	R2 年度	185	300	400	600	800	1,000

(ウ) 森林経営管理法に基づく市町村による森林管理の支援

現状と課題

山村地域では人口減少が進み、不在村若しくは所有者不明の森林が増加し、一部の森林所有者は森林の経営意欲を失っています。そこで、平成30(2018)年5月、経営管理が適切に行われていない森林について、市町村が仲介役となり、地域の民間事業者と連携しながら森林の経営管理を進める「森林経営管理法」が制定され、平成31(2019)年4月に施行されました。

この法律では、所有者に経営管理の責務があることを明確化したうえで、森林所有者自ら経営管理できない森林については、市町村へ経営管理を委託し、その森林のうち林業経営に適した森林を意欲と能力のある民間事業者に再委託し、民間事業者に再委託しない森林については、市町村が自ら経営管理を行い、森林の適切な経営管理を確保することとしています。

したがって、森林の経営管理の担い手は、今後、「森林所有者」、「市町村」、「再委託を受けた民間事業者」の3者になることを踏まえて、支援策を検討していく必要があります。併せて、森林所有者に経営意欲を高めてもらう方策が必要です。

また、県民協働による森林づくりを推進するため、森林づくりに取り組む企業や地域の団体等、多様な担い手の育成や支援も必要です。

◇岐阜県の地籍調査実施率（令和2(2020)年度末）

17.8% うち林地* 16.5% （全国52% うち林地 46%）

◇所有者不明土地問題研究会（平成29(2017)年12月13日）

2016年時点で存在している全国の所有者不明土地約410万ha、率にして20.3%

◇不動産登記簿における相続未了土地調査（平成29(2017)年6月6日 法務省）

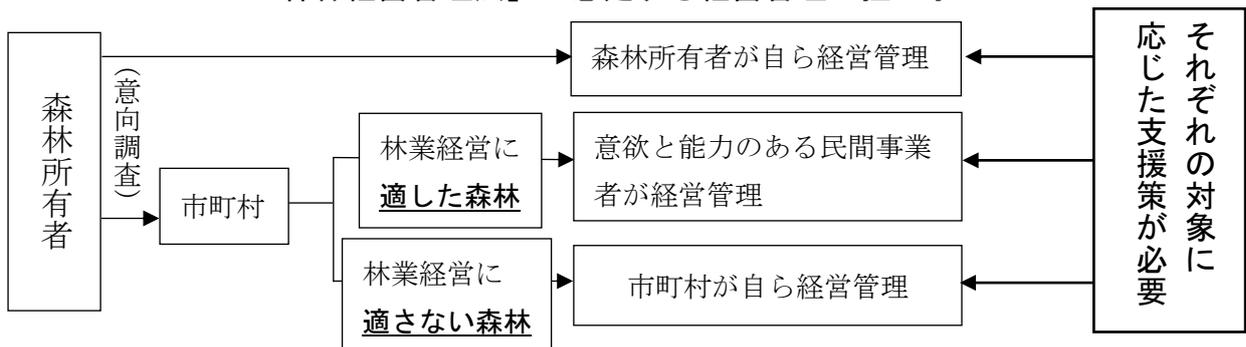
全国10箇所約10万筆について、最後の登記から50年以上経過している割合：
大都市（6.6%）、大都市以外（26.6%）

◇森林経営管理法（平成30(2018)年）

第3条 森林所有者は、その権原に属する森林について、適切に伐採、造林*及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない

2 市町村はその区域内に存する森林について、経営管理が円滑に行われるようこの法律に基づく措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする

「森林経営管理法」が想定する経営管理の担い手



施策の方向性

- ・森林所有者による森林管理を促進するため、情報提供と支援を行います。
- ・「森林経営管理制度」を推進するため、市町村を支援します。
- ・地域の森林管理を担う林業事業体の経営力の強化と施業実施能力の向上を図ります。
- ・森林づくりの多様な担い手の育成と支援を行います。

具体的な施策

(a) 森林所有者への情報提供と支援

新 森林所有者が森林づくりに関わる意識を高め、必要な施業を実施するため、「森林クラウドシステム*」を活用して森林資源情報や空中写真等の情報を提供するとともに、効率的な森林経営計画の策定や造林補助申請の手続きを支援します。

- ・森林所有者による森林経営管理を促進するため、森林所有者に対し、自らが管理を行うために必要な、森林・林業に関する知識や技術等を、市町村森林管理委員会*等を通じて情報提供します。

新 自伐林家*の現状を把握するため、県内で活動している自伐林家を調査します。

- ・自伐林家による森林施業*を促進するため、小規模森林所有者等が行う間伐等森林整備を支援します。

拡 労働災害の減少を図るため、自伐林家に対し、安全装備の購入等を支援するとともに、安全講習会を実施します。

(b) 森林経営管理制度を推進するための支援

- ・市町村による森林経営管理を促進するため、「地域森林管理支援センター」を中心に、市町村の森林経営管理制度の取組みを支援します。また、市町村森林経営管理業務に携わる市町村の林務担当者を対象とした研修を実施します。

新 市町村が主体となった計画的な間伐を推進するため、地域の実状に精通した関係者と間伐優先箇所等の検討を行う、地域検討会における技術指導等により、「(仮称)市町村間伐10か年計画」の策定を支援します。

拡 市町村による未整備森林の整備を促進するため、森林疎密度解析図、間伐履歴データ等の解析により得られる未整備森林の情報を、市町村や林業事業体等に提供します。



地域検討会の開催

また、「森林クラウドシステム」を通じて、精度の高い森林情報を提供するとともに、県と市町村で森林整備情報等を共有します。

- ・森林境界の明確化を推進するため、リモートセンシング*技術を活用した手法を市町村に普及します。
- ・市町村の林務行政等を支援するため、森林の管理や経営に関する知識や技術を有する「岐阜県地域森林監理士」の養成・認定を行います。

- ・「岐阜県地域森林監理士」の能力向上のため、岐阜県地域森林監理士認定者を対象にフォローアップ研修を実施します。

(c) 林業事業体の経営力の強化と施業能力の向上

- ・林業事業体の経営力を強化するため、経営コンサルタントや木材生産管理の専門家を林業事業体に派遣し、木材生産工程の改善を支援します。
- ・林業事業体の施業能力の向上を図るため、技術的な知見を豊富に有している国の機関や、現場のニーズを把握している市町村と連携し、低コストで効率的な作業システムなどを普及します。
- ・林業事業体の経営力強化や施業能力向上を促進するため、ICTを活用した木材生産管理手法を普及します。
- ・長期的な森林管理の提案や林業事業体の収益確保を図るため、森林所有者の所得向上を実践する施業プランナー*を育成します。

拡林業事業体の森林資源*の調査の省力化、施業の効率化を図るため、「森林クラウドシステム」で高精度な森林資源情報を提供するとともに、ICTの活用を支援します。

新林業事業体の事務作業の負担軽減を図るため、「森林クラウドシステム」を活用して、効率的な森林経営計画の策定や造林補助申請事務を促進します。

- ・施業集約化*を促進するため、林業事業体に対し、ICTの活用による境界確認の効率化を支援します。
- ・林業事業体の木材生産の効率化を促進するため、路網作設や木材生産作業システム*に関する高度な技術を有する技術者を育成します。

(d) 森林づくりの多様な担い手の育成と支援

- ・企業による森林づくり活動を促進するため、市町村と連携して、森林づくりに意欲のある企業に対し、森林づくり活動に必要な技術的助言や関係者等との調整、広報などを行います。
- ・地域住民による森林づくり活動を促進するため、地域の団体等が主体となって自ら企画・立案・実行する、森林づくり等の自然環境保全活動を支援します。



企業との協働活動

- ・企業・団体等が行う森林づくり活動を促進するため、「ぎふ森林づくりサポートセンター*」において、活動に必要な用具の貸し出しを行うとともに、指導者や助成金等に関する情報提供や、企業・団体等が行う森林づくり活動を県民に対し情報発信します。
- ・環境保全を重視した森林の活用を進めるため、森林資源の活用に関心を持つ企業・団体等を会員とする「恵みの森づくりコンソーシアム」が中心となり、多様な森林づくりやその活用方法等の情報を県民に発信します。

- ・ 県内の貴重な樹木の保護、保存体制の強化のため、「岐阜県緑の博士（グリーンドクター）*」を養成し、樹木の診断、治療等を推進します。
- ・ 県民からの樹木等に関する相談に対応するため、常設の相談窓口「緑の相談室」において必要な助言等を行います。
- ・ 県内の緑化の推進を図るため、緑化功労者の表彰や緑の募金等緑化の普及啓発活動を行います。



岐阜県緑の博士養成研修の実施

◇目標指標

項目	単位	基準値		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
		基準年	数値					
市町村による間伐面積	ha	R2 年度	161	800	1,400	2,100	2,800	3,500